

# 社会福祉法人 信濃友愛会 役員等報酬規程

## (目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人 信濃友愛会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

## (定義)

**第2条** 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

## (理事会及び評議員会の出席報酬等)

**第3条** 理事長及び理事が理事会に出席したときの報酬及び実費弁償費は、支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときの報酬及び実費弁償費は、支払わないものとする。

## (役員及び評議員の勤務報酬等)

**第4条** 理事長及び理事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合の報酬及び実費弁償費は、支払わないものとする。

2 評議員が評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合の報酬及び実費弁償費は、支払わないものとする。

## (監事の報酬等)

**第5条** 監事が理事会及び評議員会に出席したときの報酬及び実費弁償費は、支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合の報酬及び実費弁償費は、支払わないものとする。

## (苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

**第6条** 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときの報酬及び実費弁償費は、支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合の報酬及び実費弁償費は、支払わないものとする。

## (出張旅費)

**第7条** 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費の実費を支給するものとする。

## (兼務役員)

**第8条** 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

## (改正)

**第9条** 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

## 附 則

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

(一部改正) この規程は、平成20年 5月 1日から施行する。

(一部改正) この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

(一部改正) この規程は、平成25年 3月23日から施行する。

(全面改正) この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

(一部改正) この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。